

# 西区青少年育成協議会設置要綱

令和2年3月25日  
西区長決定

## (趣旨)

第1条 西区が、区民・事業者・行政による協働と参画の理念を活かして行う青少年の育成及び青少年を取り巻く環境づくりについて、市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、西区青少年育成協議会を開催する。

## (定義)

第2条 前条の西区青少年育成協議会を「西区青少協」という。

2 青少年育成協議会活動支援要綱（令和2年3月9日こども家庭局長決定）第4条第2項により登録が決定した青少年育成協議会を「青少協」という。

## (所掌事務)

第3条 西区青少協は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 青少年の健全育成及び青少年を取り巻く環境づくりに関する具体的施策の検討。
- (2) 各青少協の情報を共有すること。
- (3) 第1条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

## (委員)

第4条 西区青少協に参加する委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 西区内の各青少協を代表する者
- (2) 市職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、区長が特に必要があると認める者

## (会議の招集)

第5条 会議は区長が招集する。

## (役員)

第6条 西区青少協に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 若干名
- 2 会長、副会長は、第4条に定める委員の互選による。
  - 3 会長は、会の進行をつかさどる。
  - 4 副会長は、会長を補佐する。
  - 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、第3項の職務を副会長が代行する。

## (役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

## (施行細目の委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、区長が定める。

附 則（令和2年3月25日決裁）

## (施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日より施行する。